

移動に関する支援の他市の実施状況

※26 市の実施状況について、「区市町村における令和 6 年度障害者福祉施設の概要（東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）」より抜粋。一部各自治体の要綱・ホームページをもとに編集。

（1）心身障害者自動車燃料費助成事業

◆対象者要件

自治体名称	要件
西東京市	身体障害者手帳 1～4 級で自ら自動車もしくは二輪車を運転している方、身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度、脳性まひ者（児）、進行性筋萎縮症の方のために自動車を運転する同居家族のいる方（施設入所者は除く、所得制限あり）
八王子市	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度（施設入所者は除く）
立川市	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、下肢・体幹・内部機能障害 3 級
武蔵野市	身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度（施設入所者は除く、所得制限あり） ※じん臓障害で透析治療のため通院している方には加算あり
三鷹市	身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度（所得制限あり）
府中市	・自己所有の自動車を自ら運転する場合は身体障害者手帳 1～4 級 ・本人以外の者が運転する場合は身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度
昭島市	・本人所有運転：身体障害者手帳 1～3 級 ・同一生計者所有運転：身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度 （施設入所者は除く）
小金井市	下肢・体幹機能障害 1～3 級、視覚障害 1・2 級、内部機能障害 1 級、愛の手帳 1・2 度
小平市	上肢機能障害 1・2 級、下肢機能障害 1～6 級、体幹機能障害 1～3・5 級、視覚障害 1～3 級・4 級（1 種）、聴覚障害 2・3 級、平衡機能障害 3・5 級、内部機能障害 1～4 級、愛の手帳 1～4 度
日野市	身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度
国立市	上肢機能障害 1 級、内部機能障害 1 級、下肢・体幹機能障害 1～3 級、視力障害 1・2 級、視野障害 2 級、愛の手帳 1・2 度
福生市	身体障害者手帳 1・2 級以上、3 級（下肢・体幹・内部機能障害は 3 級以上）、愛の手帳 2 度以上、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
狛江市	・自動車を所有し、自ら運転する身体障害者手帳 1～3 級の者 ・身体障害者手帳 1・2 級（上肢機能障害と聴覚障害は除く。）又は愛の手帳 1・2 度の者で、同一世帯又は同一住所に移動の介助を行う方がおり、介助者が所有する自動車をもっぱら介助が必要な方に使用する場合

東大和市	視覚・内部・下肢・体幹機能障害1～3級、上肢・聴覚・音声機能障害1・2級、愛の手帳1～3度（施設入所者は除く）
清瀬市	身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度
東久留米市	身体障害者手帳1～2級（内部機能障害は3級）、愛の手帳1・2度、東京都医療費助成制度により助成を受けている難病の方の一部で在宅の方
武蔵村山市	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者（所得制限あり）
多摩市	在宅の身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹・呼吸器機能障害3級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方（施設入所者は除く。所得制限あり）
稲城市	視覚障害1・2級、上肢・下肢・体幹機能障害1～3級、内部機能障害（心臓他）1～3級、内部機能障害（免疫）1～3級、聴覚障害2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症（施設入所者は除く）
羽村市	身体障害者手帳2級以上（下肢・体幹・内部機能障害は3級以上）、愛の手帳2度以上、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症

◆実施方法・支給額

自治体名称	実施方法	支給額
西東京市	領収書に基づく実費助成	自動車：3,000円/月 二輪車：1,500円/月
八王子市	給油券	28,800円/年、43,200円/年（加算分対象者）、43,200円（視覚）、57,600円/年（視覚+加算分対象者）
立川市	給油券	住民票上の世帯で市民税所得割額（前年度）の一番高い方の額が下記であること 【身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度】 100,600円までは3,500円/月、100,601円以上268,200円までは2,000円/月、268,201円以上は対象外 【下肢・体幹・内部機能障害3級】 36,100円までは3,500円/月、36,101円以上は対象外
武蔵野市	償還払い	55円/ℓ、65ℓ/月（上限）
三鷹市	本人提出のガソリン領収書を基に算出した金額を助成	燃料費単独：50ℓ/月（50円/ℓ） タクシー併給：30ℓ/月（50円/ℓ）
府中市	現金	600ℓ/年（33,600円/年）
昭島市	償還払い	30ℓ/月（上限。ガソリン56円/ℓ、軽油33円/ℓ）
小金井市	償還払い	3,000円/月（上限。ガソリン75円/ℓ、軽油40円/ℓ）

小平市	口座振込	50ℓ／月、54円／ℓ
日野市	給油券	1級・1度：28,800円／年 2・3級、2・3度：21,600円／年
国立市	現金	2,400円／月
福生市	給油券	20,000円／年
狛江市	償還払い	1,400円／月、27ℓ／月
東大和市	償還払い	30ℓ／月（ガソリン53.8円／ℓ、軽油32.1円／ℓ）
清瀬市	償還払い	身体障害者手帳1～3級：50ℓ／月、それ以外：30ℓ／月、54円／ℓ
東久留米市	償還払い	55円／ℓ、150ℓ／3月
武蔵村山市	償還払い	50ℓ／月（ガソリン55円／ℓ、軽油30円／ℓ）
多摩市	償還払い	36,000円／年
稲城市	現金	ガソリン50円／ℓ、軽油30円／ℓ、10,000円／4月（上限）
羽村市	償還払い	15,000円／6月（上限）

(2) 心身障害者タクシー料金助成事業

◆対象者要件

自治体名称	要件
西東京市	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度（施設入所者は除く。所得制限あり）
八王子市	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度（施設入所者は除く）
立川市	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、下肢・体幹・内部機能障害3級
武蔵野市	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級（施設入所者は除く、所得制限あり）
三鷹市	下肢・体幹機能障害1～3級、視覚・内部機能障害1級、愛の手帳1度、精神障害者保健福祉手帳1級（所得制限あり）
府中市	A券：身体障害者手帳1・2級、体幹・下肢・内部機能障害3級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級 B券：A券対象者のうち、体幹・下肢機能障害1・2級
昭島市	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹機能障害1～3級）、愛の手帳1・2度（施設入所者は除く）
小金井市	下肢・体幹機能障害1～3級、視覚障害1・2級、内部機能障害1級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級で市長が特に必要と認めた者（施設入所者は除く）
小平市	聴覚・上肢機能障害1・2級、下肢・体幹・視覚・内部機能障害1～3級、愛の手帳1・2度
日野市	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度
国立市	下肢・体幹機能障害1～3級、視力障害1・2級、視野障害2級、内部・上肢機能障害1級、愛の手帳1・2度

福生市	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹・内部機能障害3級）、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症
狛江市	身体障害者手帳1・2級（上肢機能障害と聴覚障害は除く。）、愛の手帳1・2度、高次脳機能障害で重症の知的障害と同等の者
東大和市	視覚・内部・下肢・体幹機能障害1～3級、上肢・聴覚・音声機能障害1・2級、愛の手帳1～3度（施設入所者は除く）
清瀬市	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度
東久留米市	身体障害者手帳1～2級（内部機能障害は3級）、愛の手帳1・2度、東京都医療費助成制度により助成を受けている難病の方の一部で在宅の方
武蔵村山市	上肢機能障害2級以上、視覚・内部・下肢・体幹機能障害3級以上、愛の手帳2度以上（施設入所は除く、所得制限あり）
多摩市	在宅の身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹・呼吸器機能障害3級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方（施設入所者は除く。所得制限あり）
稲城市	視覚障害1・2級、上肢・下肢・体幹機能障害1～3級、内部機能障害（心臓他）1～3級、内部機能障害（免疫）1～3級、聴覚障害2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症（施設入所者は除く）
羽村市	身体障害者手帳2級以上（下肢・体幹・内部機能障害は3級以上）、愛の手帳2度以上、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症

◆実施方法・支給額・燃料費助成の併給可否

自治体名称	実施方法	支給額	燃料費助成の併給
西東京市	タクシー券	3,000円/月	選択制
八王子市	タクシー券	28,800円/年、43,200円/年（加算分対象者）、43,200円（視覚）、57,600円/年（視覚+加算分対象者）	併給可能（共通券）
立川市	タクシー券	住民票上の世帯で市民税所得割額（前年度）の一番高い方の額が下記であること 【身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度】 100,600円までは3,500円/月、100,601円以上268,200円までは2,000円/月、268,201円以上は対象外 【下肢・体幹・内部機能障害3級】 36,100円までは3500円/月、36,101円以上は対象外	併給可能（共通券）
武蔵野市	タクシー券	33,600円/年	選択制

三鷹市	タクシー券	慢性腎不全：48,000円／年 その他：30,000円／年 燃料費併給：12,000円／年	併給可能
府中市	タクシー券	A券：31,800円／年 B券：39,000円／年	選択制
昭島市	償還払い	10,000円／6月	選択制
小金井市	償還払い	3,000円／月	選択制
小平市	タクシー券	一般：4,500円／月、透析：9,000円／月	選択制
日野市	タクシー券	1級・1度：28,800円／年 2・3級、2・3度：21,600円／年	選択制
国立市	タクシー券	32,400円／年	選択制
福生市	タクシー券	20,000円／年	併給可能
狛江市	タクシー券	2,800円／月	選択制
東大和市	タクシー券	2,500円／月	選択制
清瀬市	償還払い	19,800円／6月	選択制
東久留米市	償還払い	10,000円／6月	選択制
武蔵村山市	タクシー券	3,000円／月	選択制
多摩市	償還払い	36,000円／年	選択制
稲城市	償還払い	10,000円／4月（上限。燃料費と合計）	併給可能
羽村市	償還払い	15,000円／6月	選択制

◆移動手当として実施している市

自治体名称	要件	支給額
調布市	(1)身体障害者手帳（総合等級）1・2級で、障害の種別に視覚、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、移動機能）、内部障害を含む者 (2)愛の手帳1・2度 (3)精神障害者保健福祉手帳1級 (4)身体障害者手帳（総合等級）3級で、障害の種別に肢体不自由（下肢、体幹機能）、内部障害を含む者（施設入所者、継続して3か月を超えて入院をしている者は除く）	(1)～(3) 2,500円／月 (4) 1,250円／月
東村山市	上肢・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害以外の身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度 （所得制限あり）	1,500円／月
あきる野市	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度	2,400円／月

(3) ハンディキャブ運行事業 (けやき号)

◆利用者要件 (手帳の所持等の要件がある市)

自治体名称	内容
青梅市	<p>身体障害者手帳1級もしくは2級、愛の手帳1度もしくは2度または精神障害者保健福祉手帳1級の障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りではない。</p> <p>(1) 車イス使用者</p> <p>(2) 自力での歩行や公共交通機関を利用することが困難な者</p>
府中市	<p>身体障害者手帳1・2級の方のうち下肢または体幹機能障害が2級以上の方</p>
昭島市	<p>(1) 心身の障害により常時車椅子を使用しなければ歩行することが困難で、下肢若しくは体幹の機能の障害により3級以上又は心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害により2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めた者</p>
調布市	<p>(1) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳を所持する下肢機能障害1級又は体幹機能障害2級以上又は移動機能障害3級以上に該当するもの</p> <p>(2) 介護保険における要介護4又は5の者であって、65歳以上のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p>
小平市	<p>(1) 身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する者で、車いすを使用しなければ歩行が困難なもの</p> <p>(2) その他特に市長が認めた者</p>
国立市	<p>身体障害者手帳又は愛の手帳(種別第1種)を所持し、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の規定に基づき車椅子に関する補装具費の支給を受けている者、同法附則第30条第1項若しくは第40条第5項の規定に基づき車椅子の交付を受けている者又は介護保険法の規定に基づき車椅子の貸与を受けている者で、心身の障害により車椅子又はストレッチャーを日常使用しなければ移動することが困難なもの</p> <p>(2) 心身の障害により交通機関を利用することが困難な者</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めた者</p>
多摩市	<p>1,2級の重度身体障害者のうち肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能障害)の方で、①か②に該当する方</p> <p>①補装具交付、修理意見書(車いす用)にて車いす交付対象者として認められている方</p> <p>②65歳以上の方は介護保険制度で車いすをレンタルされており、介護保険制度の日常生活自立度B-1(ねたきり)より重度の方</p>

◆利用者要件（視覚障害者を対象としている市）

自治体名称	内容
西東京市	(1) 身体等に障害があるため、車いす等を使用しなければ外出が困難な者 (2) 重度の視覚障害者
青梅市	身体障害者手帳1級もしくは2級、愛の手帳1度もしくは2度または精神障害者保健福祉手帳1級の障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りではない。 (1) 車イス使用者 (2) 自力での歩行や公共交通機関を利用することが困難な者
国立市	身体障害者手帳又は愛の手帳（種別第1種）を所持し、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の規定に基づき車椅子に関する補装具費の支給を受けている者、同法附則第30条第1項若しくは第40条第5項の規定に基づき車椅子の交付を受けている者又は介護保険法の規定に基づき車椅子の貸与を受けている者で、心身の障害により車椅子又はストレッチャーを日常使用しなければ移動することが困難なもの (2) 心身の障害により交通機関を利用することが困難な者 (3) その他市長が特に必要と認めた者

◆利用者負担（有料道路利用料等の自己負担以外に利用者負担がある市）

自治体名称	内容	
立川市	定額	片道1回当たり500円（低所得者月3,500円限度） 駐車場料金、有料道路料金は自己負担。
武蔵野市	定額	1,000円/30分。別に年会費（1,000円）あり。 駐車場料金、有料道路料金は自己負担。
三鷹市	タクシー料金	迎車料金及び初乗り料金は免除。
府中市	タクシー料金	車両に係る時間貸料金は免除。
昭島市	定額	市内片道100円、市外片道200円 駐車場料金、有料道路料金は自己負担。
調布市	タクシー料金	予約料、迎車料、車椅子・ストレッチャーの使用料、介助人の派遣料（1人に限る。1時間分まで）は免除。
国立市	定額	1回300円。 駐車場料金、有料道路料金は自己負担。